

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令案（仮称）の概要

．改正対象

以下の6本の内閣府令の一部を改正する。

証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令14号）

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令75号）

証券金融会社に関する内閣府令（昭和30年大蔵省令45号）

証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成4年大蔵省令68号）

証券取引清算機関等に関する内閣府令（平成14年内閣府令76号）

証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令（平成17年内閣府令17号）

．証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正（1条）

1．題名

題名を「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」とする。

2．有価証券の定義

学校法人等を債務者とする金銭債権を表示する証券又は証書であって金融商品取引法2条1項の有価証券となるもの（学校債券）の表示事項として、当該学校法人等の名称、金銭債権の金額・償還期限及び利率・支払方法・期限等を定める（改正案4条）。

金融商品取引法2条2項1号・2号・5号・6号に掲げる権利（信託受益権又は集団投資スキーム持分）を有する者から出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した物品であって、当該物品の現物出資等に係る権利が集団投資スキーム持分となるものは、競走用馬とする（改正案5条）。

集団投資スキーム持分の包括的定義から除外する権利として、従業員持株会及び関係会社持株会に係る権利に関する事項を定める（改正案6条・7条）。

学校法人等に対する貸付債権のうち、在校生のほか、在校生の父母等及び卒業生が行う貸付けに係るものは、金融商品取引法2条2項各号の権利（みなし有価証券）には含めないものとする（改正案8条）。

3. 有価証券の募集の定義（適格機関投資家の定義）

適格機関投資家の範囲について、以下の改正を行う（改正案 10 条）。

会社が適格機関投資家となるための要件として、有価証券残高 100 億円以上である有価証券報告書提出会社のうち当局に届出を行ったものとされていた要件を緩和し、有価証券残高が 10 億円以上であるものとして当局に届出を行った法人を対象とする。

個人について、有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、口座開設から 1 年以上経過しているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

組合の業務執行組合員等である法人又は個人のうち、当該組合等の有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、他の全ての組合員等の同意を得ているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

運用型信託会社のうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

企業年金基金のうち、直近の貸借対照表上において純資産が 100 億円以上あるもののうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

信用協同組合のうち適格機関投資家となるのは、当局に届出を行ったものに限ることとする。

4. 発行者の定義

受益証券発行信託の受益証券の発行者は、委託者等のみが指図権を有する信託の場合には当該信託の委託者とし、他の場合は原則として当該信託の受託者とする。ただし、有価証券信託受益証券の発行者は、その受託有価証券の発行者とする（改正案 14 条）。

金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利（みなし有価証券）の発行者及び発行時点は、以下の通りとする（改正案 14 条）。

イ 信託受益権の発行者は上記 前段と同様とし、その発行時点は、自益信託の場合は委託者が当該受益権を譲渡する時と、他益信託の場合は当該信託の効力発生時とする。

ロ 持分会社の社員権の発行者は業務を執行する社員等とし、その発行時点は、当該権利に係る社員となろうとする者が社員となるとき及び社員加入の効力が発生するときとする。

ハ 集団投資スキーム持分の発行者は出資対象事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者等とし、その発行時点は、当該権利に係る契約の効力の発生時等とする。

ニ 学校法人等に対する貸付債権の発行者は当該学校法人等とし、その発行時点

は、当該債権の発生時とする。

5. 金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から除外する店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。)等の相手方は、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。)登録金融機関、適格機関投資家等及び資本金10億円以上の株式会社とする(改正案15条)

金融商品取引業の定義から除外する行為として、以下のものを追加する(改正案16条)

イ 信託受益権の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等による代理・媒介により契約を締結するもの(業務委託契約書等において、勧誘の全部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)

ロ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次・代理のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者)が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用に係るものに限る。)を受けて行うもの

ハ 投資一任契約に基づく行為のうち、関係外国金融商品取引業者から売買の別・銘柄について同意を得た上で、数・価格については金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買等

ニ 投資一任契約に基づく行為のうち、取引一任契約(関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、売買の別・銘柄・数・価格について金融商品取引業者等が定めることができることを内容とする契約)に基づき行う有価証券の売買等であって、事前に所要の事項を届け出ているもの

ホ 自己運用(金融商品取引法2条8項15号)のうち、運用権限の全部を委託するため金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結していることなど一定の要件を満たすものであって、当該金融商品取引業者等が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの

ヘ 自己運用のうち、一の相手方(他の匿名組合の営業者である金融商品取引業者等又は特例業務届出者)と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭等を不動産信託受益権に対して投資運用するものであって、当該相手方が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの

ト 自己運用のうち、競走用馬投資関連業務を行う者が投資家から出資を受けた金銭等の投資運用であって、当該金銭等の全部を充てて取得する競走用馬の現物出資に係る集団投資スキーム持分を投資対象とするもの

(注)「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約(出資を受けた金銭の全部を充てて競走用馬を取得し、当該競走用馬を他の匿名組合の営業者に現物出資することを目的とするもの等)に基づく権利に係る販売・勧誘業務

をいう。

ト 有価証券等管理行為のうち、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているもの（特定有価証券等管理行為）

チ 有価証券等管理行為のうち、外国の口座管理機関が行う社債等の振替

6．デリバティブ取引の定義

いわゆるクレジット・デリバティブ取引の支払事由について、信用状態に係る事由に類似するものとして、債務者支援目的の金利減免、利息支払猶予、元本返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを追加する。

また、当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難であって事業活動に重大な影響を与える事由として、外国政府や外国の地方公共団体等により実施される為替取引制限等、私人債務の支払猶予等又は債務不履行宣言を追加する（改正案 20 条・21 条）。

7．特定投資家の定義

「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲は、地方公共団体、政府系機関、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、外国政府、外国の中央銀行、日本国が加盟している国際機関その他外国の法令上これらに相当する者、上場会社及び資本金 5 億円以上の株式会社とする（改正案 23 条）。

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正（2 条）

題名を「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」とする。

金融商品取引業者が預託を受けるべき保証金の全部又は一部が株券をもって代用される場合における代用価格は、預託日前日の時価に 100 分の 80 を乗じた額を超えない額とする。（改正案 6 条）

証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令の一部改正（6 条）

題名を「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」とす

る。

その他（附則）

以下の3本の内閣府令を廃止する。

証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成2年大蔵省令35号）

証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令（平成17年内閣府令8号）

証券取引法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令（平成17年内閣府令104号）

